

答申 個第14号

平成31年 3月28日

相模原市長 加山 俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

保有個人情報開示（全部開示）決定処分等に関する諮問について（答申）

平成29年12月5日付FNo. 0・4・6により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

## 1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った平成29年5月25日付け相模原市指令（児相）第5号による全部開示決定（以下「本件処分1」という。）及び同日付け相模原市指令（児相）第6号による一部開示決定（以下「本件処分2」という。）による処分（本件処分1及び本件処分2と併せて、以下「本件処分」という。）については、結論において妥当である。なお、本件処分1に係る里親経過記録及び経過記録については、改めて表題部分を表示した状態で開示すべきである。

## 2 審査請求の経緯

- (1) 平成29年4月27日付けで、審査請求人は、相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、「児童相談所が取扱った私に係る相談記録」について保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、開示請求に係る公文書を「〇〇氏に関する里親経過記録、経過記録、対応記録票」と特定し、このうち、里親経過記録、経過記録については、平成29年5月25日付で本件処分1を行い、審査請求人に保有個人情報開示（全部開示）決定通知書を送付した。対応記録票については、「開示請求者以外の個人の氏名、職種に関する情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため（条例第16条第1号）」に該当するとの理由で一部開示とし、平成29年5月25日付けで本件処分2を行い、審査請求人に保有個人情報開示（一部開示）決定通知書を送付した。
- (3) 平成29年8月18日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、同年12月5日、当審査会に対し条例第44条の規定に基づき諮問を行った。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のように主張している。

本件処分を取り消し、改めて開示（写しの交付）を求めるとし、その理由として、次のとおり主張している。

- (1) 本件開示請求で請求した情報は、児童相談所の請求人に係る「相談記録」であるが、開示された文書は表題が無く、「相談記録」なのか何であるのか、その素性が全く分からない。開示することを決定した保有個人情報の内容として、里親経過記録、経過記録となっているが、開示された文書にはその記載がまったくないばかりか、その一部には対応記録票となっており、

開示決定したとする情報と文書名が異なっている。

- (2) 対応記録票にある児童名は空欄であり、誰の文書であるかも不明である。
- (3) 条例でいう「写し」とは開示すべき情報の全ての写しであって、それには文書名や表題があつて当然であるが、それが無い事により原本との同一性が担保されていない本件処分の文書は条例に反するものである。
- (4) 本件処分により開示された文書は、開示決定された情報（請求人に係る情報）のみを切り取って白紙に張り付けたか、非開示情報を白紙で覆って複写したと思われる形式となっている。
- (5) 個人情報保護は個人の情報が実施機関によってどのように管理されているかを個人が知ることが原則であり、本件処分の形式による開示では、それを知ることはできない。
- (6) 空白部分に何が書かれているのか、不都合な部分は削除したのか、あるいは記載漏れなのか、いかようにも解釈でき、実施機関が保有する情報がどのようなものであるか、知ることは出来ない。
- (7) 本件処分により開示された情報は、その形式から電子データとなっているものと推認されるが、開示された情報の形式は、保有する電磁記録をそのまま用紙に出力したのようになっておらず、加工が付されていると判断せざるを得ない。
- (8) 空白部分が非開示相当の情報であるなら、本件処分の「開示しない部分及び理由」にその旨記載されるべきであるが、その記載はない。また非開示情報が同一文書に混在しているのであれば、加工しない写しの「非開示」部分を黒塗りして開示すべきである。
- (9) 本件処分の開示情報は、保有情報の写しではなく「加工」ないしは「改ざん」されたふしがある。平成28年5月17日午前9時の電話内容の記録と全く同様な記載が平成29年5月18日（注：日付は審査請求書原文どおり）にある。両日の記録の類似性を見れば、同一の内容と判断され、いずれかが事実でない（年月日が違う）情報であることは明らかである。なお、ここに記載されている時刻や内容は請求人の記憶や当時のメモとも異なっていることから、事実ではない、あるいは正確でないものであり、児童相談所が後日書き換えたものと判断せざるを得ない。
- (10) よって、実施機関が保有する元の情報（原本の写し）を開示するよう求める。

#### 4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求の対象となった保有個人情報の内容について
  - ア 審査請求人に関する里親経過記録、経過記録

里親たる審査請求人の里親経過記録に記載した審査請求人に係る相談の記録及び当該里親へ委託措置された里子の経過記録に記載した審査請求人に係る相談記録

イ 審査請求人に関する対応記録票

当該里親へ委託措置された里子の経過記録を補完するために別紙として作成した対応記録票に記載した審査請求人に係る相談記録

(2) 非開示とした部分

開示請求者に関する対応記録票のうち、審査請求人以外の個人の氏名、職種に関する情報

(3) 非開示とした理由について

条例第16条第1号に該当する情報であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるため。

(4) 文書の特定について

児童相談所が相談を受理した場合は、児童相談所運営指針（平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知）に基づき、児童ごとに児童記録票を作成し、関連書類とともに児童記録票綴に編集するよう求められている。本件において開示を求められた相談記録も審査請求人に係る児童相談業務支援システムにおける里親経過記録及び審査請求人へ里親委託措置されていた児童に関する経過記録、並びに経過記録を補完するために別紙として作成した対応記録票を本件開示対象公文書として特定した。

(5) 文書の開示について

里親経過記録及び経過記録については、対象となる部分に「審査請求人以外の特定個人を識別することができる情報は含まれていないことから、全部開示とした。

開示方法については、当該文書が電子データであることから、審査請求人に係る相談記録に該当しない記録（以下「開示対象外記録」という。）のみが記載されているページについては除くこととし、開示対象外記録と対象となる部分が同一のページに記載されている場合は、開示対象外記録に該当する部分を覆い、相模原市個人情報保護条例施行規則（平成17年相模原市規則第15号）第14条に基づき、複写したものを用紙に出力し、開示した。

対応記録票については、対象となる部分に非開示情報が含まれているため、条例第16条第1号に基づき、非開示情報の部分については非開示とし、条例第17条第1項に基づき、部分開示とした。

開示方法については、非開示情報に該当する部分について、黒く塗りつぶしたほかは、前述と同様の方法により開示した。

( 6 ) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人の主張の要旨( 1 )について

開示決定した保有個人情報の内容は、審査請求人に関する里親経過記録、経過記録及び対応記録票で、その中で、審査請求人に係る相談記録に該当する箇所を開示したもの(審査請求人以外の氏名、職種に関する情報を除く)であって、審査請求人に係る相談記録にほかならない。

なお、審査請求人は、「開示された文書にはその記載がまったくないばかりか、その一部には「対応記録票」となっており、開示決定したとする情報と文書名が異なっている」と主張するが、相模原市指令(児相)第6号により開示することを決定した保有個人情報の内容として「審査請求人に関する対応記録票」としており、開示決定したとする情報と文書名は同一である。

イ 審査請求人の主張の要旨( 2 )について

当該対応記録票には、「児童名」の欄が用意されており、そこは空欄となっているが、里親委託措置されていた児童に関する経過記録を補完するために別紙として作成したものである。

ウ 審査請求人の主張の要旨( 3 )について

表題のあるなしに関わらず、原本と同一の文書であることは間違いがない。

エ 審査請求人の主張の要旨( 4 )について

開示対象外記録部分とそれ以外の部分が同一のページに記載されていることから開示対象外記録部分を白紙で覆って複写したものである。

オ 審査請求人の主張の要旨( 5 )について

開示対象外記録部分を覆って開示する形式により、どのページのどの箇所に開示情報が記載されているかが明白となり、どのように管理されているのかを知ることが可能である。

カ 審査請求人の主張の要旨( 6 )について

覆った部分については、開示対象外記録が記載されている部分であり、審査請求人にその情報がどのようなものであるか知らせることを要しないものである。

キ 審査請求人の主張の要旨( 7 )について

開示した情報は電子データであるが、開示対象外記録に該当する部分を覆って複写したものであり、開示すべき情報については加工せずに、保有する電磁記録をそのまま用紙に出力したものである。

ク 審査請求人の主張の要旨( 8 )について

覆った部分については、審査請求人にかかる保有個人情報に該当しない開示対象外記録であり、保有個人情報開示決定通知書の「開示しない部分及び理由」への記載は不要である。また、開示対象外記録とそれ以

外の部分が同一のページに記載されていることから、条例に従い開示対象外記録を覆って複写したものである。

ケ 審査請求人の主張の要旨（９）について

記載内容の事実確認を行った結果、平成２８年５月１７日午前９時の電話の内容については一部記載誤りがあったことが判明したため修正した。記載誤りの生じた原因としては、平成２８年５月１８日の記録は対応直後に記載することができたが、その後に、平成２８年５月１７日の記録が記載されていないことに気付き、記憶を頼りに記載したことであり、その際に、平成２８年５月１８日の内容と一部混同して記載を行ったために記載誤りが生じたものである。ここに記載されている時刻や内容は、後日書き換えたものではなく、書き換えに当たって誤った情報を記載したものである。

コ 審査請求人の主張の要旨（１０）について

今回開示した保有個人情報、実施機関が保有する元の情報である原本の写しであり、一部の修正箇所を除き、改めて開示することを要しない。

## ５ 審査会の判断

（１）条例第１６条第１号本文（開示請求者以外の個人に関する情報）該当性について

条例第１６条第１号本文は、原則開示の例外として、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は非開示と定めたものである。

実施機関が本件処分２において非開示とした部分について、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、審査請求人以外の個人の氏名及び職種に関する情報が記載されていることを確認した。審査請求人以外の個人情報は、条例第１６条第１号本文に該当し、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、非開示とした決定は妥当である。

（２）条例第１７条第１項（部分開示）該当性について

条例第１７条第１項は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非

開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と定めたものである。

非開示部分を分離する方法は、その部分の記載方法、編てつの仕方等によって個別具体的に判断するものであるが、「非開示部分とそれ以外の部分が同一のページに記載されているときは、非開示部分を覆って複写したもの又は該当するページのすべてを複写して、非開示部分を黒マジック等で塗りつぶした上で、更にそれを複写したものをもって開示する。」とするものである。

実施機関が本件処分2において非開示とした部分について、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、審査請求人以外の個人の氏名及び職種に関する情報が記載されていることを確認した。非開示部分とそれ以外の部分が同一のページに記載されているため、非開示部分を塗りつぶした上で複写したものを開示しており、同項に該当し妥当である。

#### (3) 里親経過記録及び経過記録の表題について

本件処分1により開示された里親経過記録及び経過記録に表題がないことについて実施機関に対し当審査会が確認を行った。

里親経過記録及び経過記録については、児童相談業務支援システムから出力したものであり、既定の印刷設定では表題部分は印刷しない設定となっているが、設定を変えることにより表題部分を含めて印刷することは可能との説明があった。

里親経過記録及び経過記録に記録されている内容から開示決定通知書により全部開示決定された情報であることは明らかであり、表題がないことをもって原本との同一性が担保されていないとの主張を採用することはできない。

なお、開示請求書により請求された「開示請求に係る保有個人情報内容」に対する文書の特定としては結論において妥当であるが、審査請求人が主張するように、開示決定通知書により「開示することを決定した保有個人情報内容」として示された文書として外観上判別できないことから、改めて表題部分を表示した状態で開示すべきである。

#### (4) 対応記録票の児童名欄について

本件処分2により開示された対応記録票の児童名欄が未記入であることについて実施機関に対し当審査会が確認を行った。

対応記録票については、児童名欄は未記入であったが経過記録を補完する資料として別紙で作成し、これをケース別に児童相談業務支援システム内に添付資料として保存しており、同システム本体記録との関連性は担保されているとの説明があった。所定の項目が未記入であることは公文書作成上適正

とは言えないが、記録されている内容から開示決定通知書により一部開示決定された情報であることは明らかであり、児童名欄が未記入であることをもって「誰の文書であるかも不明」との主張を採用することはできない。

(5) 開示された文書の空白部分について

開示された里親経過記録、経過記録及び対応記録票に空白部分があることについて実施機関に対し当審査会が確認を行った。

里親経過記録は、児童相談所職員と里親（里父及び里母）の相談内容が主な記録となっていることを確認した。経過記録は、里子ごとに記録が管理されており、児童の出生時から様々な経過が記録され、対応記録票は、この経過記録の内容を一部補足した内容が記録されていることを確認した。

実施機関は、里親経過記録、経過記録、対応記録票の内容を精査し、実施機関から審査請求人にすでに伝えられている情報等も踏まえ、審査請求人の対象情報を選別しており、その特定は妥当である。

また、実施機関から、本件処分の対象となる情報と対象外の情報が同一ページに記載されている場合は、対象外の情報を白紙で覆ってから複写しており、その結果としてその部分が空白となっているとの説明があり、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、当該部分は本件処分の対象外の情報であることを確認した。

本件処分の対象外の情報であることから、当該部分を被覆した上で複写したものであり、同一文書の中に対象外の情報が含まれている場合の開示方法として妥当である。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った本件処分については、結論において妥当と判断する。なお、本件処分1に係る里親経過記録及び経過記録については、改めて表題部分を表示した状態で開示すべきである。



## 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年12月5日	実施機関からの諮問
平成30年9月11日	審議 実施機関からの意見聴取
平成30年10月24日	審議
平成30年12月19日	審議 審査請求人及び参加人の意見陳述
平成31年1月16日	審議
平成31年3月22日	審議

第2部会委員 高佐 智美  
村山 貴子  
安永 佳代